

社会保険

あいち



定光寺公園(瀬戸市)

とじて保管しましょう

《今月の主な内容》

- 年金委員制度のご案内
- 資格取得時の本人確認事務が変更となりました
- 保険証の回収にご協力ください。
- 年末の健康保険給付金 ※申請はお早めに
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- 「各種補助券」発行のご案内

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **518**

2016年11月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

年金委員制度のご案内

① 年金委員とは

年金委員とは、政府が管掌する厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金委員は、活動により『職域型』と『地域型』の2つに区分されます。

『職域型』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『地域型』は自治会などの地域において活動していただきます。

② 年金委員制度の概要

年金委員は、年金制度について広く国民の皆様にご案内いただきとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、会社や地域においての普及・啓発活動を行っていただくために設置されました。

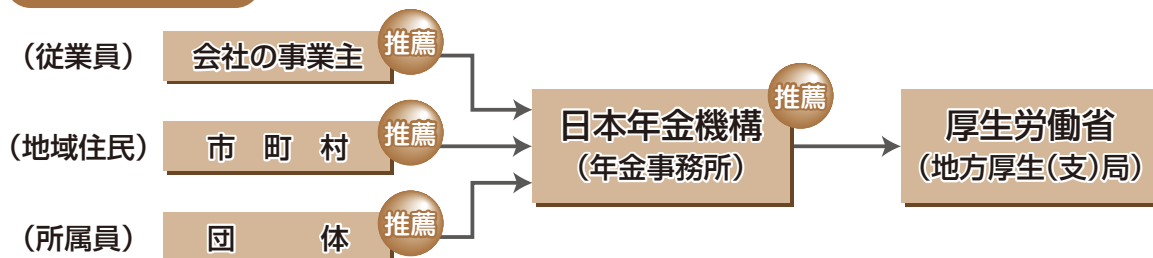
※職域型の年金委員については、厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。

③ 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。

推薦の流れ



職域型年金委員の推薦にあたっては、原則として推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務の担当者あるいは過去に担当されていたことがあるなど、一定期間の経験があり年金制度について知識がある者とされています。

●●● 事業主の皆様へ ●●●

年金制度に関する仕組みや各種届出手続き方法など、他の従業員が知りたい年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

◆各都道府県の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。

制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

資格取得時の本人確認事務が変更となりました

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの「結び付け」を進めております。この「結び付け」を一層促進するため、平成28年9月から厚生年金保険の加入時にも住民票コードの特定を行うこととしました。

なお、住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、事業主様あてに「資格取得届」を返送し、住民票上の住所等を照会させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

〈照会内容〉

- ① 日本国内に居住している方（②の方を除く）…住民票上の住所を回答してください。
- ② 外国籍で日本に短期在留している方…パスポートの身分事項ページの写しと資格外活動許可を得ていることを確認できる書類の写しを送付してください。
- ③ 日本国外に居住している方…ご本人確認をした書類の写しを送付してください。

従業員の皆様と被扶養配偶者の 現在の住所をご確認ください



日本年金機構では、従業員の皆様と被扶養配偶者の方に年金の加入記録などが記載された「ねんきん定期便」や年金を請求する際に必要な「年金請求書」などの大切なお知らせをお届けしています。

これらのお知らせを正確にお届けするために、現在お住まいの住所の届出が必要となります。

事業主の皆様が、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認される場合については、日本年金機構が提供する「住所一覧表」提供サービスを活用してください。

「住所一覧表」は、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただけるだけでなく、「住所一覧表」に記載された住所を朱書き訂正し、管轄の年金事務所へ届出することで住所の変更が可能となります。

※申出書は日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）または、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

知っておきたい

適用関係届等のQ&A

～健康保険・厚生年金保険資格喪失届～

Q

資格喪失届に記入する資格喪失年月日はいつになりますか？

A

資格喪失届に記入する資格喪失年月日は次のとおりです。届出の際には、日付に誤りがないか確認をお願いいたします。

資格喪失事由	資格喪失年月日
退職・死亡により資格を喪失する場合	退職または死亡した日の翌日
70歳到達により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する場合	70歳の誕生日の前日
75歳到達により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことに伴い健康保険の被保険者の資格を喪失する場合	75歳の誕生日の当日

平成28年度 **協会けんぽ** の特定健診受診券

(特定健康診査)

年に一度の
ご家族様の健診は
お済みですか？

有効期限は平成29年3月末 までです!

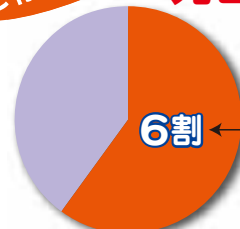
● 特定健診ってどんな健診？

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し生活習慣病の早期発見・予防につなげる健診です。

● 日本人の死因の6割→生活習慣病

生活習慣病：がん・脳卒中・心臓病など

毎日の不規則な生活習慣によって引き起こされる病気です。



死亡原因

生活習慣病

がん
脳卒中
心臓病など

6割

(平成27年 厚生労働省「人口動態統計」より)

● 特定健診が大切な理由は？

生活習慣病は自覚がないまま進行するため「気づいた時には手遅れ」という危険があります。

未然に防ぐには、年に一度の健診が大切です。

● あわせて受けてより安心! がん検診

がんの早期発見を目的とする各種がん検診は市町村で実施しています。

詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

特定健診の対象者

40~74 歳の被扶養者の方

健診費用 (自己負担分)

500 円もしくは 1,000 円

協会けんぽが 6,520 円を補助

※愛知県内の場合。予約時に健診機関へご確認ください。

特定健診受診の流れ

① 受診券と保険証を確認

受診券は平成28年4月初旬にご自宅へお送りしています。

受診券と保険証の記号番号が異なる場合やお手元がない場合は協会けんぽまでご連絡ください。

② 健診機関に予約

健診機関はホームページから検索できます。



協会けんぽ愛知 特定健診

検索

③ 健診受診

持ちもの

- 受診券
- 保険証
- 健診費用 (自己負担分)

健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方が対象

④ 健診機関から結果が自宅に届く

⑤ メタボのリスクのある方には、受診から約3カ月後に協会けんぽから「特定保健指導利用券」が届きます。

保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、食事や運動などの生活習慣改善、減量等のアドバイスをします！ 普段の生活スタイルを見直す「きっかけ」としてご活用ください。

利用券 保険証 健診結果通知を準備して、保健指導実施機関へお申込みください。

※実施機関については、上記二次元コード内「特定健診実施機関一覧」より確認できます。

従業員の退職

扶養家族の方の就職等の際

保険証の回収にご協力ください

	退職される方	扶養から外れるご家族
保険証の取り扱い	在職時の保険証が使えるのは 退職日まで です。 扶養されているご家族の保険証もあわせて、退職後はすみやかに返却をお願いします。	就職などで保険証が変わる場合、以前の保険証は使用できなくなります。すみやかに返却をお願いします。
提出物	保険証・「資格喪失届」	保険証・「被扶養者異動届」
提出先	日本年金機構 愛知事務センター (〒460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル) ※平成29年1月から日本年金機構 名古屋広域事務センターに名称が変わります。	

ご注意ください!

※誤って使用期限を過ぎた保険証を使用してしまった場合、医療費の7~9割(協会けんぽ負担分)をご返還いただくことになります。

年末の健康保険給付金※申請はお早めに

※高額療養費と療養費を除く

年内にお支払いできる目安 平成28年12月14日(水)受付分まで

*申請に不備があったり確認が必要な場合は、お支払いが遅れる場合がございます。

● 記入もれや添付書類にお忘れのないよう、記入例等を十分ご確認のうえお早めのご提出をお願いいたします。



メールマガジンにご登録ください

すでに約4,600名が登録

事業主様・健康保険事務ご担当者様・協会けんぽ加入者様以外でもどなたでもご登録いただけます。ぜひ従業員の皆様にもお勧めください。

月2回の定期配信

- ・セミナーやイベント情報
- ・健康保険の手続きなど



臨時号

- ・保険料率の変更など

健康に関する情報を最も早くお届けします

ご登録は簡単!

パソコンから

協会けんぽ愛知 メールマガ

検索

スマートフォンから



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部

協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)



手続きは郵送でお願いします。

※3/22に移転しました。郵送先にご確認ください。

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。

協会けんぽ 愛知

検索



～日本の健康・世界の健康～

自然災害と健康

名古屋大学大学院医学系研究科 国際保健医療学・公衆衛生学分野 青山 温子

10月上旬までに、今年の台風は20号を数えましたが、なかでも8月の台風10号は、岩手県や北海道に大きな被害をもたらしました。このように、ある程度予報できて台風被害をなくすことはできませんが、防災対策の進歩のおかげで人的被害は減少しました。過去には、死者行方不明者が5,098人にもなった台風が、東海地方を襲ったことがありました。1959年9月26～27日に襲来した台風15号、すなわち伊勢湾台風は、最大瞬間風速55メートルに達し、伊勢湾沿岸一帯に、高潮、強風、河川の氾濫による甚大な被害をもたらしました。伊勢湾台風以後、日本の高潮対策は大きく進化し、災害対策基本法制定の契機ともなりました。

台風、大雨、洪水、地震、津波、火山噴火、竜巻、落雷、大雪、寒波、早魃、山火事など、世界中でさまざまな自然災害が起こっています。災害そのものは自然現象ですが、災害の危険度は、その自然現象の規模・強度だけでなく、人口集中度や、人命・生活基盤を守るための備えの程度などによって異なります。自然現象をなくすことはできなくても、被害を小さくするための備えをすることはできます。

2013年の台風30号ハイエンは、最大瞬間風速90メートルという非常に強い台風となって、11月7日に西太平洋のパラオを経てフィリピンに襲来しました。フィリピンでは死者行方不明者7,986人に達しましたが、パラオでは、住宅や公共施設などに大きな被害があったものの死者はいませんでした。写真は、パラオの人々が建物の窓に覆いをして台風ハイエン襲来に備えている様子です。同じ台風でも、国によって、また人口集中度や災害への備えによって、人的被害の規模は大きく異なるのです。

表は、大規模災害件数と被害を示しています。人間開発指数とは、経済・教育・健康水準を世界的に比較する指数です。人間開発指数の高い国・ヨーロッパなどでは、災害件数に比して死者数は少ないものの被害額すなわち経済的損失が大きいのに対し、人間開発指数の低い国・アフリカなどでは、比較的死者数は多く被害額は小さいです。アジアは人口が多いので、被災者数も極めて多くなっています。

大規模自然災害による被害(2014年)

	災害件数	死者(人)	被災者(人)	被害額 (百万米ドル)
総数	518	13,847	107,074,000	98,116
地域				
ヨーロッパ	77	989	2,866,000	7,973
アフリカ	98	2,585	6,762,000	640
アメリカ	108	1,549	4,546,000	25,059
アジア	224	8,523	92,730,000	64,365
オセアニア	11	201	170,000	1,080
人間開発指数順位				
最高位国(1-49位)	107	1,534	840,000	28,914
高位国(50-102位)	186	4,995	70,391,000	41,692
中位国(103-144位)	122	3,134	26,210,000	26,448
低位国(145-187位)	103	4,184	9,633,000	2,062

(International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies: World Disasters Report 2015 制作)

災害は、直接的・間接的に健康に影響をおよぼします。直接的影響として、建物倒壊、火災、水難などによる、外傷や窒息などがあげられます。災害後の環境衛生悪化や食糧不足も、とくに幼児や高齢者など体力の弱い人々の健康に大きく影響します。間接的影響としては、病院や役所が被災するなどして医療や行政の体制が崩壊し、職員も被災して人材不足となるため、継続的な保健医療サービス提供や適切な行政支援が困難となることなどがあげられます。また、避難先の環境が悪かったり、避難が長期化したりすると、やはり心身の健康に悪影響を及ぼします。

健康を守るための活動は、災害発生後の時間的経過によって変化します。被災直後は、救助と緊急医療が必要とされます。大規模災害の場合、限られた人材と医療資源で極めて多数を診療しなくてはならないため、優先順を定めて診療するトリアージとよばれる方法がとられます。被災から少し経つと、避難所の環境衛生、適切な食事や運動、慢性疾患の管理などが重要になります。避難生活による心身の疲労や持病の悪化などによって死に至ることもあり、それらの予防に注意を払わなくてはなりません。また、被災者の精神状態は、被災直後の茫然自失状態から、なんとか頑張って乗り越えようと気分高揚状態になり、そしてまた喪失感と将来の不安に襲われる、といったように複雑に変化しており、継続的な精神的ケアが必要です。

災害発生後の急性期をすぎ、復旧期となると、建物や施設の再建が始まり、被災者の心身の状態も少しずつ平常に戻っていきます。さらに、復興期になると、生活再建、社会や産業の再建が進み、被災経験を生かした防災計画が立てられます。しかし、災害により障害者となった人、家族を失った高齢者などは、生活再建がうまく進まず、健康を害したり亡くなったりすることがあります。そのような人々に対しては、生活機能全般への支援を継続することが必要とされます。

自然災害の多くはなかなか予測できませんが、備えをすることによって被害を小さくすることはできます。過去の被災経験を生かして、たとえ災害に見舞われても人的被害のないように、備えをしておきたいものです。



台風ハイエン襲来に備えるパラオの人々

① 「スキーリフト補助券」発行のご案内

下記施設のスキーリフト1日券の購入補助券を発行します。

スキー場施設名	所在地
① ダイナランド	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3035-2
② 高鷲スノーパーク	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3086-1
③ めいほうスキー場	岐阜県郡上市明宝奥住水沢上 3447-1
④ ヘブンスそのはら Snow World	長野県下伊那郡阿智村智里 3731-4
⑤ 治部坂高原スキー場	長野県下伊那郡阿智村浪合 1192
⑥ 駒ヶ根高原スキー場	長野県駒ヶ根市赤穂 5-879

- ◆補助金額 上記施設のスキーリフト1日券購入料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 スキー場のオープンの日から平成29年3月5日(日)まで(ただし、③の施設は平成29年2月28日(火)まで。)
- ◆発行枚数 3,000枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)



② 「アイススケート滑走料補助券」発行のご案内

下記施設のアイススケート滑走料の補助券を発行します。

スケート場施設名	所在地
① 邦和スポーツランド	名古屋市港区港栄 1-8-23
② 一宮市スケート場	一宮市松降 1-9-21

- ◆補助金額 上記施設のアイススケート滑走料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 平成28年12月10日(土)から平成29年3月5日(日)まで
- ◆発行枚数 1,500枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

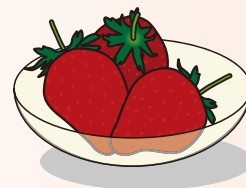


③ 「いちご狩り利用補助券」発行のご案内

下記施設のいちご狩り利用補助券を発行します。

いちご狩り施設名	所在地
① マルカ農園	田原市池尻町精進川 60
② 南知多グリーンバレイ いこいの農園	知多郡南知多町内海打越 39-1
③ アグリス浜名湖	静岡県浜松市西区平松町 2014-1

- ◆補助金額 上記施設のいちご狩り利用料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 平成29年1月14日(土)から平成29年3月5日(日)まで
- ◆発行枚数 6,000枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)



※上記①～③のそれぞれの補助券について

- ◆申込資格 平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者
- ◆1事業所の交付枚数 事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模(被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

※申込方法(申込書様式)、補助金額等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を必ず記入してください。)

平成28年3月にご案内いたしましたが、まだ定員に余裕があります。引き続き会員事業所の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

「契約保養所利用補助券」発行のご案内

申込募集!

愛知県社会保険協会では、被保険者とその被扶養者の方の健康の保持増進を図るため、下記の施設と年間を通じて契約していますので、健康づくりやレジャーの拠点として、ぜひご利用ください。

保養施設	
1. 柏屋	4. 松風荘
2. ホテル日間賀荘	5. 休暇村
3. おんたけ休暇村	(全国に37ヶ所)

- ◆申込資格 平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)



受講者募集!

「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

開催日時・会場 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定(受付:午後1時30分から)

開催月日	会場	所在地	定員(名)
1月17日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1101	名古屋市中区区名駅4-4-38	90
1月18日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1101	名古屋市中区区名駅4-4-38	90
1月19日(木)	尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 大会議室	一宮市栄3-1-2	80
1月23日(月)	瀬戸商工会議所 301会議室	瀬戸市見付町38-2	30
1月24日(火)	刈谷市総合文化センター(アイリス) 401・402研修室	刈谷市若松町2-104	80
1月26日(木)	岡崎商工会議所 特別研修室	岡崎市奄美南1-2	40
1月27日(金)	豊橋商工会議所 401会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	60
1月30日(月)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	60
2月 3日(金)	豊田市福祉センター 42・43会議室	豊田市錦町1-1-1	50
2月 6日(月)	豊川商工会議所 第1・第2会議室	豊川市豊川町辺通4-4	40
2月 7日(火)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	100
2月 8日(水)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	100

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

講習内容

1. 社会保険制度の仕組みについて
2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
3. 健康保険給付の手続きについて

申込資格

- 平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
 - 平成28年3月1日から平成28年8月31日までの間に新規適用となった事業所の方
- 上記以外の方はお申し込みできません。

受講料

無料

申込期限

各会場とも開催日の4日前まで(土、日を除く)

※先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。(1事業所2名様まで)

※定員に達した場合は、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、受講申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください!

愛知県社会保険協会では、健康づくり事業の一環として、無料で健康に関するDVDの貸し出しを行っています。皆さんの職場の研修や健康づくりに、ぜひ活用してください。

◆申込資格

平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所

※申込方法(申込書様式)、DVDの内容等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

年末年始休暇のお知らせ

愛知県社会保険協会では、平成28年12月29日(木)~平成29年1月4日(水)を年末年始の休暇とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

社会保険 あいち No.518

—平成28年11月発行—

記事提供：日本年金機構大曾根年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>